

復興促進「商品づくり・販路開拓」支援事業（総合支援メニュー）補助金交付要綱

（趣旨）

第1 県は、東日本大震災により被災した食産業の復興を図るため、震災により販路を失った中小企業者等が行う新商品の開発及び既存商品の改良（以下「商品づくり」という。）、販路開拓、マーケティング及び人材育成に要する経費について、予算の範囲内において、復興促進「商品づくり・販路開拓」支援事業（総合支援メニュー）補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2 この要綱において、「中小企業者等」とは、県内の沿岸部等に事業所を有する次に掲げるものをいう。ただし、次項に掲げる「みなし大企業」は除くものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者
- (2) 事業協同組合、事業協同小組合又は企業組合
- (3) 商工組合又は協業組合
- (4) 水産加工業協同組合
- (5) 農事組合法人
- (6) 第1号から第5号までに掲げるもののほか、宮城県の食産業の振興を図る事業実施主体として知事が適当と認めたもの

2 この要綱において「みなし大企業」とは、次の各号のいずれかに該当する中小企業者をいう。

- (1) 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有していること。
- (2) 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有していること。
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めること。

3 この要綱において「大企業」とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外のものであって、事業を営むものをいう。ただし、以下に該当するものについては、大企業として取り扱わないものとする。

- (1) 中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社
- (2) 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合

4 この要綱において「地域の食材等」とは、次に掲げる食材をいう。

- (1) 県内で産出された農林水産物
- (2) 県内で産出された農林水産物を原料とした加工品
- (3) 第1号及び第2号に掲げる食材のほか、宮城県の食産業の振興を図る食材として知事が適当と認めたもの

（交付対象等）

第3 総合支援メニューの補助区分は下記のとおりとする。

- (1) 地域の食材等を活用した商品づくりを行う事業（以下「みやぎの食復興支援事業」という。）
- (2) 複数の中小企業者等が技術面等の連携により、地域の食材等を活用した商品づくりを行う事業（以下「企業連携支援事業」という。）

2 補助金の交付対象となる事業は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。

- (1) 地域の食材等を活用した商品づくりを行うこと。
- (2) 事業で試作製造した商品の販路開拓活動を行うこと。
- (3) 事業実施期間内に一定の事業成果が見込まれること。
- (4) 罹災証明書等により被災の状況が確認できること。

3 交付対象となる事業の内容、経費及び補助率等は別表1及び別表2のとおりとする。

(事業の実施期間)

第4 この事業の実施期間は、原則として交付決定日から翌年3月末日までとする。

(交付の申請)

第5 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 中小企業者等は、前項の補助金の申請をするに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。ただし、第5号については、企業連携支援事業のみ添付するものとする。

- (1) 補助事業計画書（別記様式第1号一別紙1）
- (2) 事業費積算明細書（別記様式第1号一別紙2）
- (3) 事業スケジュール（別記様式第1号一別紙3）
- (4) 商品販売計画（別記様式第1号一別紙4）
- (5) 企業連携支援事業申立書（別記様式第1号一別紙5）
- (6) 暴力団排除に関する誓約書（別記様式第1号一別紙6）
- (7) 株主等一覧表（別記様式第1号一別紙7）
- (8) 被災状況が確認できる書類
- (9) 直近3期分の決算報告書の写し
- (10) 登記事項証明書〔法人の場合〕又は代表者の住民票抄本〔個人の場合〕
- (11) 納税証明書（すべての県税）
- (12) その他知事が必要と認める書類

4 次のいずれかに該当する事業者は、交付申請をすることができない。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- (2) 県税に未納がある者

5 知事は、前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警察本部長あて照会することができる。

(交付の決定)

第6 知事は、補助金の交付決定にあたっては、あらかじめ事業内容を審査するものとし、その審査方法については、別表2のとおりとする。

2 知事は、第5の規定による補助金の交付申請があった場合、前項の規定による審査結果を参考に、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行うものとする。

3 同一中小企業者等かつ同一事業内容において、他補助事業と併用して本補助事業の交付決定を受けることはできない。

4 知事は、交付決定に当たって、第5第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、当該申請に係る補助対象経費から当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

5 知事は、第5第2項ただし書の規定により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入

控除税額について、補助金の額の確定時において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助事業の変更)

第7 補助事業（補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の変更をしようとするときは、あらかじめ別記様式第2号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更についてはその限りではない。

- (1) 補助対象経費の30%以内の変更である場合
- (2) 補助目的に変更をもたらさない事業計画の細部の変更である場合

(補助事業の中止又は廃止)

第8 補助事業者は、補助事業を中止若しくは廃止又は他に継承させようとするときは、あらかじめ別記様式第3号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第9 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができずと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときには、速やかに、別記様式第4号による報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第10 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、別に定める期日までに別記様式第5号による遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第6号によるものとする。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。ただし、第4号については、企業連携支援事業のみ添付すること。

- (1) 補助事業実績書（別記様式第6号一別紙1）
- (2) 事業費支出明細書（別記様式第6号一別紙2）
- (3) 補助事業用帳簿（別記様式第6号一別紙3）
- (4) 企業連携支援事業実績申立書（別記様式第6号一別紙4）
- (5) 見積書、契約書、納品書及び領収書等の写し
- (6) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第12 補助金は規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、別記様式第7号によるものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額

が確定した場合には、別記様式第8号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(工業所有権に関する届出)

第14 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権又は意匠権（以下「工業所有権」という。）を補助事業年度又は補助事業年度の終了後3年間以内に出願若しくは取得した場合又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく別記様式第9号による工業所有権取得等届出書を知事に提出しなければならない。

(販売状況の報告)

第15 補助事業者は、補助事業により開発された商品について、事業実施年度終了後の3年間の販売状況を別記様式第10号により知事に報告しなければならない。

(書類の提出経由)

第16 この要綱により知事に提出する書類は、補助事業者の所在地を所管する地方振興事務所（補助事業者の所在地が地域事務所の事業担当区域にある場合は、当該事業担当区域を所管する地域事務所）を経由するものとし、地方振興事務所長又は地域事務所長は、必要に応じて写しを取り保管するものとする。

(成果の発表)

第17 知事は、補助金の交付を受けて行った補助事業の成果について、必要があると認めるときは、補助事業者に成果を発表させることができるものとする。

(その他)

第18 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年6月19日から施行し、平成26年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 平成25年5月15日施行の復興促進「商品づくり・販路開拓」支援事業補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）については、廃止する。ただし、旧要綱第13及び第14の規定は、この要綱施行後でも、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年3月23日から施行し、平成30年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表 1 (事業の内容, 経費)

補助対象事業	補助対象事業の内容	経費項目	具体的な内容
商品づくり (必須)	地域の食材等を活用した新しい商品の開発や既存商品の改良	謝金	外部専門家等の指導への謝金
		旅費	商品づくりや外部専門家等の指導に要する交通費, 宿泊費
		研究開発費	原材料費, 外注費, 検査・分析費, 機械リース料, 包装デザイン開発費, コンサルティング委託費, その他知事が適当と認める経費
		庁費	会場等借用料, 資料購入費, 送料, 消耗品費
販路開拓活動 (必須)	事業で試作製造した商品について, 県内外での出張販売や展示商談会等へ参加など, 新たな販路開拓へむけた訪問活動等	旅費	出張販売や展示商談会等に係る交通費, 宿泊費
		庁費	出展小間料, 会場借用料, 運搬費, 電気工事費(電気使用料も含む), 給排水施設使用料(水道料含む), 備品レンタル使用料, ポスター・パンフレット等の印刷費, 映像制作費, 広告掲載料, その他知事が適当と認める経費
マーケティング活動	商品のコンセプトづくりや, 販売活動にあたっての市場調査やサンプル調査等	謝金	外部専門家等の指導への謝金
		旅費	マーケティング活動や外部専門家等の指導に要する交通費, 宿泊費
		調査研究費	マーケティング委託費, コンサルティング委託費, その他知事が適当と認める経費
		庁費	会場等借用料, 資料購入費, 送料, 消耗品費
人材育成活動	商品開発力や営業力を有する人材の育成等	謝金	外部専門家等の指導への謝金
		旅費	有料セミナー等への参加や外部専門家等の指導に要する交通費, 宿泊費
		研修費	有料セミナー参加費, コンサルティング委託費, その他知事が適当と認める経費
		庁費	会場等借用料, 資料購入費, 送料, 消耗品費

別表 2 (補助率等)

補助区分	補助率	補助限度額	審査方法
みやぎの食復興支援事業	補助対象経費の 2分の1以内	1, 200千円	専門委員による審査会において審査し, 審査結果により選定
企業連携支援事業		3, 000千円	